

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警察庁丁備三発第63号
令和6年3月28日
警察庁警備局警備運用部警備第三課長

関係道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく事務に関する留意事項について（通達）

原子力関連施設を管轄する道府県警察においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）の規定に基づき、原子力事業者等（以下単に「事業者」という。）と緊密に連携（別添参照）して関連事務を行っているところ、その運用に際しては、特に下記事項に留意し引き続き遺漏なく行うこととされたい。

記

1 国家公安委員会の意見聴取に関する事務

原子力規制委員会は、事業者から申請された核物質防護規定を認可する場合に、あらかじめ国家公安委員会の意見を聴かなければならないとされている（法第72条第1項）。また、国家公安委員会は、公共の安全の維持のために特に必要があると認めるときは、原子力規制委員会に意見を述べるができることとされている（同条第2項）。

本規定を踏まえ、警察庁においては、国家公安委員会の意見聴取に関する事務として、核物質防護規定の変更内容等を確認し、国家公安委員会による意見陳述の要否について判断を行っているところ、現場措置の実効性を踏まえて核物質防護規定の変更内容等の確認を行う必要があるため、原子力規制委員会から意見聴取がなされた際は、警察庁から、当該施設を管轄する関係道府県警察に対して現場確認を要請している。

当該要請を受けた関係道府県警察にあつては、該当箇所の現場確認や事業者への聴取等を行い、核物質防護規定の変更内容に関する現場措置の実効性を確認した上で、その内容を警察庁に報告されたい。

2 警察庁職員による立入検査に関する事務

国家公安委員会は、核物質防護規定の運用に関する原子力規制委員会への意見陳述のために必要な限度において、警察庁の職員に、事業者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる（法第72条第3項）。

本規定を踏まえ、警察庁においては、警察庁職員による立入検査に関する事務として、原子力発電所等に定期的に立ち入り、当該施設の核物質防護措置の脆弱性の有無や実効性について確認しているところ、効果的な検査を行うためには、平素から管理者対策等を通じて核物質防護措置の状況を把握している関係道府県警察の視点や情報が不可欠で

ある。

関係道府県警察にあつては、事業者の核物質防護措置の状況を継続的に確認し、脆弱箇所を把握に努めるとともに、脆弱箇所を把握した場合には、事業者には管理者対策を通じて必要な指導・助言を行うほか、当該脆弱箇所を警察庁職員による立入検査の検査事項に反映させるとともに、警察庁職員の立入検査に同行されたい。

3 事業者との緊密な連携

事業者は、法に基づき、教育及び訓練の実施のほか、緊急時対応計画の作成、妨害破壊行為等の脅威に対応した核物質防護措置の再評価やそれに伴う脅威到達時間の算出等が義務付けられているところ、関係道府県警察にあつては、上記1及び2の事務や原子力発電所等を警戒している原発特別警備部隊との連携の観点から、こうした事業者の取組に対しても適切に関与するとともに、事業者に必要な指導・助言を行われたい。特に、事業者及び事業者が契約する警備会社と連携した侵入対処訓練については、引き続き積極的に実施するとともに、課題を抽出した際には、改善に向け事業者及び事業者が契約する警備会社と緊密に連携すること。

また、昨今の情勢を踏まえ、令和4年12月に原子力発電所等警備連絡会議を設置し、原子力発電所等を管轄する13道府県警察において、事業者や海上保安庁、自衛隊等の関係機関と連携した原子力発電所等の共同実査や情報共有等を実施してきたところ、引き続き、同枠組を活用した取組を推進し、関係機関との連携を一層緊密なものとなされたい。

なお、事業者においては、核物質防護秘密を含む核物質防護に関する情報について厳格な管理が求められているところ、これらと同様の情報を扱う関係道府県警察にあつても、適切な情報管理と保秘の徹底を図られたい。

1 防護措置についての都道府県警察と事業者との連携に係る警察庁と文部科学省・経済産業省との協議

(1) 文部科学省との協議

ア 平成17年10月31日付け警察庁質問

改正後の防護措置についても、「原子力施設の防護に係る連携の進め方について」（平成11年7月5日付け警察庁、科学技術庁及び通商産業省申合せ）1（原子力施設の防護の基本的考え方）に記載のとおり、原子力施設設置者と都道府県警察との連携が適切に図られることが必要と考えているものと解してよろしいか伺います。

イ 同年11月9日付け文部科学省回答

ご指摘のとおり、原子炉設置者及び使用者と治安当局との適切な連携が非常に重要と考えております。

(2) 経済産業省との協議

ア 平成17年10月21日付け警察庁質問

改正後の防護措置についても、「原子力施設の防護に係る連携の進め方について」（平成11年7月5日付け警察庁、科学技術庁及び通商産業省申合せ）1（原子力施設の防護の基本的考え方）に記載のとおり、原子力施設設置者と都道府県警察との連携が適切に図られることが必要と考えているものと解してよろしいか伺います。

イ 同年10月26日付け経済産業省回答

貴見のとおり。（以下略）

2 核物質防護規定についての都道府県警察と事業者との連携に係る警察庁と文部科学省・経済産業省との協議

(1) 文部科学省との協議

ア 平成17年10月31日付け警察庁質問

核物質防護規定の作成に当たり、上記「原子力施設の防護に係る連携の進め方について」に記載のとおり、試験研究用原子炉設置者と都道府県警察との連携が適切に図られることが必要と考えているものと解してよろしいか伺います。

イ 同年11月9日付け文部科学省回答

原子炉設置者及び使用者による核物質防護の実施に当たり、都道府県警察との連携は非常に重要なものと認識しており、核物質防護規定に関しても変わるところではないと考えております。

(2) 経済産業省との協議

ア 平成17年10月27日付け警察庁質問

核物質防護規定に基づく防護措置の実施のみならず、設計基礎脅威に基づき当該施設の実情を踏まえて作成されるべき核物質防護規定の作成そのものについても、「原子力施設の防護に係る連携の進め方について」の基本的考え方のとおり、原子

力施設設置者と都道府県警察との連携が適切に図られるものと解してよろしいか貴院の見解を御教示願います。

イ 同年11月2日付け経済産業省回答

原子力事業者による核物質防護の実施に当たり、原子力事業者と地元治安機関である都道府県警察との連携は非常に重要なものと認識しており、核物質防護規定に関しても変わるところではないと考えております。

3 「核物質防護対策強化の推進への協力依頼について」（平成17年2月28日付け文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長、経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課長）（抄）

- 文部科学省及び経済産業省は、都道府県警察が公共の安全を図るため特に必要と認める場合、警察職員が特定核燃料物質の防護措置の現状について説明を求め、又は特定核燃料物質取扱い施設を視察するに際し、これに協力するようその所掌に係る原子力事業者等を指導するものとする。